

奈良県告示第二百十五号

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

なお、この告示による改正後の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の規定は、平成二十三年七月一日以後に行う申請について適用し、同日前において行われた申請については、なお従前の例による。

平成二十三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「奈良県が発注する」を削り、「」に係る」を「以下「物品購入等契約」という。」で奈良県が発注するものに係る」に改める。

第二条第一項ただし書中「資格審査を受ける」を「入札参加資格を得る」に改め、同項第五号及び第六号中「競争入札参加資格審査申請書を提出する」を「次項の申請を行う」に改め、同項に次の一号を加える。

七 次項の申請を行うときに、次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第五条中「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を」を削る。